

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2027年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、取得率を次の水準以上とする。

男性従業員・・・育児休業等および育児目的休暇の取得率を50%以上、内
育児休業等を取得者1人以上

女性従業員・・・女性従業員および育児休業の対象となる有期雇用の女性
従業員それぞれについて、育児休業等取得率75%以上

<対策>

- 2025年4月～ 妊娠中や出産後の女性従業員の健康の確保に係る制度の従業員に対する周知や情報提供及び相談体制の整備を実施。
- 2025年4月～ 出産をする配偶者を持つ従業員が有給で取得可能な、出産休暇・保存休暇を導入している。対象者に対し周知を行う。
- 2025年4月～ 育児休業に関する規定の整備を実施し、従業員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を行う。
- 2025年4月～ こどもを育てる従業員のうち日勤勤務者については、フレックスタイム制、在宅勤務が活用できる環境を導入している。引き続き環境を整備する。
- 2025年4月～ 不妊治療を行う場合、保存休暇により有給で休務できる環境を整備している。
- 2025年4月～ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

目標2：フルタイム従業員の法定時間外・法定休日労働時間の平均を毎月30時間未満とし、かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の従業員がいないこと

<対策>

- 2025年4月～ 年次有給休暇の取得のための措置を実施する。具体的な内容は目標3で定める。

目標3：年次有給休暇の取得率の目標を設定し、その取得状況を労使間の話合いの機会において確認する

<対策>

- 2025年4月～ 年次有給休暇の目標取得率を80%と定める。
年2回開催する中央労使協議会において、取得状況の確認を行う。